

浦安市建設工事等指名業者選定の運用基準

(平成7年4月24日制定)

1 運営要綱第3条（業者選定）関係

指名業者の選定にあたっては、市内業者を第一に検討対象とし工種及び工事規模等に応じ当該工事等を確実に円滑に実施できる施工能力等を有すると認められる者を指名すること。

2 資格審査基準第10条第2項（工事標準発注金額の特例）関係

以下に該当する優良な市内業者に対しては、当該業者の施工能力を勘案のうえ上位等級に属する工事の指名について十分配慮すること。

ア 市発注工事について、工事成績が優良であること。

イ 工事の安全管理に努め、工事事故がないこと。

ウ 労働者の雇用・労働条件の改善の取り組み等、労働福祉の状況が優良であること。

3 運営要綱第10条（指名業者選定数）関係

工事においては、原則として当該工事の基準等級に格付けされた者を指名業者のおおむね半数以上を指名すること。

ただし、基準等級業者以上に施工能力を有する認められる工事又は指名する者が僅少である場合等、実情によりこれによることが困難である場合を除くものとする。

4 運営要綱第4条（指名業者選定にあたっての留意事項）関係

指名業者の選定は、運営要綱第4条に定める留意事項及び別表に掲げる基準に基づき行うものとする。

附則

この運用基準は、平成7年6月7日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

別表

留意事項	基準
1 不誠実な行為の有無	<p>以下いずれかの事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1)浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2)市発注工事等に係る契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから請負者等として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア. 工事請負契約書等に基づく工事関係者等に関する措置請求に請負者等が従わないこと等契約の履行が不確実であること。</p> <p>イ. 一括下請け、下請け代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>ウ. 浦安市建設工事監督要綱及び浦安市検査要綱に基づく指導に従わないこと、又は届け出事項に虚偽の記載等があること。</p> <p>(3)警察当局から市に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負業者として不相当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止、会社更生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は指名しないこと。</p> <p>ただし、更正手続の開始決定後、更正計画の認可等があった場合は、当該開始決定、認可等があった後の経営状況を総合的に勘案すること。</p>
3 工事成績	<p>(1)市発注工事の工事成績の平均が過去2年連続して70点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2)市発注工事の工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

<p>4 当該工事等に対する地理的条件</p>	<p>(3)工事成績の平均が過去2年連続して80点以上である場合は、これを十分尊重すること。</p> <p>工事实績等から見て、本市における工事等の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうか総合的に勘案すること。</p>
-------------------------	---